

## 「第3次大玉村障がい者基本計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画（案）」に対する意見公募（パブリックコメント）の結果公表

村では、住み慣れた地域で自立し、自分らしくいきいきと安全に安心して生活できるよう、一人ひとりの障がい等の状況にあわせ障がい福祉サービスや、その他の障がい児・者支援サービスのきめ細かな提供を行い、就労や日中活動、移動、住まいなど、生活の総合的な支援に努めるため、第3次大玉村障がい者基本計画・第6期大玉村障がい福祉計画・第2期大玉村障がい児福祉計画を策定します。

この度、本計画（案）に対する村民の皆様からお寄せ頂きましたご意見及び本村の考え方について、取りまとめましたのでお知らせいたします。

貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。

### 1 意見公募の実施状況

(1) 募集期間 令和3年1月19日（火） ～ 令和3年2月12日（金）

(2) 入手・閲覧方法

入手・閲覧 村ホームページへの掲載

閲覧・大玉村役場住民福祉部健康福祉課での閲覧

(3) 意見等の提出方法

郵送、ファクシミリ、電子メール、直接持参

### 2 提出意見数

(1) 郵送によるもの 0通

(2) ファクシミリによるもの 0通

(3) 電子メールによるもの 1通（19件）

(4) 直接持参によるもの 0通

### 3 提出された意見の概要と結果の公表

(1) 村ホームページへの掲載

(2) 大玉村住民福祉部健康福祉課での閲覧

### 4 お問い合わせ先

住民福祉部 健康福祉課 社会福祉係

電話：0243-24-8115

ファクシミリ：0243-48-3137

E-mail kenkofukushika@vill.otama.fukushima.jp

パブリックコメント結果報告

「第3次大玉村障がい者基本計画・第6期大玉村障がい福祉計画・  
第2期大玉村障がい児福祉計画」(案)

第3次大玉村障がい者基本計画・第6期大玉村障がい福祉計画・第2期大玉村障がい児福祉計画(案)について、村民の皆様からお寄せいただきましたご意見の概要とそれに対する大玉村の考え方は以下のとおりです。

施策等の案の名称	第3次大玉村障がい者基本計画、第6期大玉村障がい福祉計画、第2期大玉村障がい児福祉計画(案)		
募集期間	令和3年1月19日(火)～令和3年2月12日(金)		
意見の件数 (意見提出者数)	19件(1人)		
意見の取扱い	修正	素案を修正するもの	0件
	既記載	既に素案に盛り込んでいるもの	2件
	参考	素案に盛り込めないが、今後の参考とするもの	9件
	その他	素案に反映できないが、意見として伺ったもの	8件
担当課等、連絡先	住民福祉部健康福祉課 電話 0243-24-8115(直通) FAX 0243-48-3137		

村民等の意見の概要	件数	意見に対する村の考え方
<b>【計画策定の背景と趣旨】</b> ・「バリアフリー新法」「大玉村手話言語条例」の追記 ・「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい福島県づくり条例」の追記 ・計画期間の平成32,33,34年度を令和表記に変更	3件	障がい者計画は、法令をもとに策定しており、県条例などは関連性や整合性を図ることとしておりますが、計画書上には計画策定の根拠となる法令のみを記載しております。 本計画では平成32,33,34年度との表記はしておらず、令和表記で統一しております。
<b>【障がい者施策への手話の取り入れ、聴覚障がい者支援の充実】</b> ・啓発広報活動や福祉教育へ手話を取り入れてほしい ・聴覚障がい者への情報提供として、QRコードを活用した手話動画を検討してほしい ・手話通訳者派遣制度の周知 ・福祉教育の中で「手話出前講座」を設けてほしい ・文化活動実施時に手話通訳者を設置してほしい	10件	各施策への手話の取り入れや、聴覚障がい者支援の充実については、関係機関等と情報の共有及び連携を図り、今後の業務の参考とし検討させていただきます。 手話通訳者設置事業は、事業実施にむけた体制整備を今後検討していきます。 手話奉仕員養成研修事業については、第5期計画同様、見込みは0となりますが、安達管内の市村で実施している研修会及びあだち地方自立支援協議会が主催する手話講習会を通じて人材の育成に取り組めます。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・聴覚障がい者へ医療機関からの情報提供として、「人工内耳」に限らず、「手話」や「ろう学校」など幅広い選択を伝えてほしい</li> <li>・理解促進研修・啓発事業へ「手話出前講座」を取り入れてほしい</li> <li>・意思疎通支援事業について、平成26～29年度の間の手話通訳者設置事業（人）がないが、村内だけではなく村外にも募集はできないか？また、専任手話通訳者でなくても会計年度任用職員として雇うことは可能か？</li> <li>・ボランティアや手話サークル等の資格を持っていない方をお願いすると、情報量や意思疎通のずれが起こる心配がある。ボランティアや手話サークルに手話通訳者派遣制度または資格を取るための説明が必要</li> <li>・手話奉仕員養成研修事業の第5期計画値の見込量について、0にならないよう見込量を設定してほしい</li> </ul>		
<p><b>【障がい者理解への広報・啓発活動】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間ボランティア・NPO・社会福祉協議会・赤十字奉仕団等の団体活動として共催イベントを設けてほしい</li> </ul>	1件	ご意見として頂戴し、今後の検討事項とさせていただきます。
<p><b>【生活支援、防災対策の充実】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種手当や助成などの情報提供を絵や図解で分かりやすくしてほしい</li> <li>・文字表示機能付戸別受信機を機能させてほしい</li> </ul>	2件	計画書に記載している通り、絵や図解を用いた多様で分かりやすい情報提供に努めるとともに、文字表示機能付戸別受信機を整備し、障がいのある方の安全確保を図ってまいります。
<p><b>【計画の策定体制】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関・関係団体にも本計画の資料を共有してほしい</li> <li>・国・県・近隣市との連携について、県に情報発信を強化するよう要求してほしい</li> <li>・あだち地方地域自立支援協議会が会議した内容をHPや紙面で公開してほしい</li> </ul>	3件	本計画は関係機関・団体に共有されるものとなっております。 県への要求や、あだち地方地域自立支援協議会の協議内容の公開は、ご意見として頂戴し、今後検討させていただきます。